

アスベスト対策について

健康生活部

1 現在の対応状況

(1) 兵庫県アスベスト対策推進会議の設置

7月15日(金)及び7月19日(火)に、齋藤副知事を委員長とするアスベスト対策推進会議を開催し、各省庁の動向を把握したうえで、被害拡大防止策や県民の不安解消等、県として対応し得る全庁総合的な対応を協議した。

(これに先立ち、庁内の総務課長会議を7月14日(木)に開催)

(2) 立入検査等の実施

今回の立入検査及び過去に行った立入検査と事業者の自主測定による敷地境界での測定結果は、全て基準値(10本/リットル)を下回っている。したがって、新たな被害が生じるおそれはない。

ア 現在の届け出事業所(4事業所)

「県が行った測定立入り検査」及び「事業者による自主測定結果」では、敷地境界基準値(10本/リットル)を大幅に下回っていた。

今回、県が行った測定立入検査結果 <0.04~0.18本/リットル

事業所の自主測定結果()(1事業所) 0.13~0.22本/リットル

(大気汚染防止法により従業員21人以上の事業所に義務づけ)

過去に県が行った測定立入検査結果 0.04~1.64本/リットル

アスベスト年平均使用量 0.745~75.9ト/年

(注:クボタ旧神崎工場の年平均使用量約5,700ト/年)

(参考)

主な検査及び調査項目は、敷地境界でのアスベスト濃度測定、事業者による自主測定の結果、アスベスト製品製造期間、使用していたアスベストの種類・使用量、製造しているアスベスト製品名(詳細は、別紙1を参照)

イ 過去に届け出があった事業所(20事業所)

「県(市)が過去に行った測定立入り検査」又は「事業者による自主測定結果」の記録が確認できた16事業所では、全て敷地境界基準を下回っていた。

県(市)が過去に行った測定立入検査結果 <0.04~2.20本/リットル

事業所の自主測定結果 <0.01~6.58本/リットル

「県(市)が過去に行った測定立入り検査」及び「事業者による自主測定結果」のいずれもの記録が残っていない4事業所については、集塵機の設置等飛散防止対策が十分になされていたことを確認した。

(3) 立入検査に併せた健康調査の実施

大気汚染防止法に基づく立入検査に合わせ、労災認定を受けた従業員及び退職者の中皮腫による死亡者数を聞き取りした結果、「(株)クボタ」のほか「日本ピラー工業(株)三田工場」、「住友大阪セメント(株)(旧ダイスレ工業(株))」において、各1名の死亡者が確認されたが、その他21工場ではいなかった。

(4) 健康相談等の実施

アスベスト被害に関する健康不安等に対する相談については、6月30日(木)から、疾病対策課、健康福祉事務所及び県民局環境課において実施している。

<相談件数> (延べ件数、18日現在)

疾病対策課	98
県健康福祉事務所	90
県民局環境課	107
神戸市	83
姫路市	6
尼崎市	389
西宮市	5
計	778件

2 国への要望

(1) 厚生労働省、環境省への要望 (7月12日(火))

(要望内容)

関係省庁が実施している各種相談窓口や自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的な相談支援体制を構築すること。

周辺住民等の健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する健診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

中皮腫などとアスベストとの因果関係の早期究明と公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく補償等の対象とすること。

(2) 全国知事会議への緊急要望(案)の提案 (7月13日(水)、翌日採択)

(要望内容)

上記 から

建築物の解体、補修に伴う飛散防止を図るため、大気汚染防止法の規制について、対象となる建築材料の拡大と面積要件の強化等所要の措置を講じること。

関係省庁が実施した実態調査の結果をはじめ、アスベストに関する情報公開等を速やかに行うこと。

3 今後の対応

県民の安全・安心を確保するため、国と連携して適切に対応していく。特に次の点に重点的に取り組む。

(1) 相談体制の充実

引き続き、各健康福祉事務所においてきめ細やかな健康相談を実施し、リスクのある方に対して専門医療機関につないでいく。

(2) 専門医療機関への受診紹介等のネットワーク構築

アスベストの特殊健診、診断、治療が可能な医療機関 (関西労災病院、神戸労災病院、兵庫医科大学等) に関する情報をホームページ等により公表し、県民の安心確保に努める。

(3) 健康調査の検討

国(厚生労働省)が実施する「中皮腫による死者の追跡調査」や「健康被害が発生している事業所への立入調査」を踏まえ、県としての対応を検討する。

(4) 工場への立入検査、一般大気環境における環境調査の徹底

操業中の工場へは年1回以上立入検査を実施するなど、より一層の監視を強化する。

また、一般大気環境におけるアスベスト濃度の測定箇所に操業中工場周辺を追加、測定頻度を年2回以上に増加させるなど、環境調査を強化する。

(5) 建築物解体時における監視体制の強化

大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例に基づき届出された吹付け石綿等を含む建築物解体作業に際して、全ての現場に県職員が立ち入り、作業基準の遵守状況の確認、アスベスト濃度の測定などの検査を行う。

(6) アスベスト使用建築物の実態把握

国、市町と連携し、学校施設をはじめとする公共施設や民間施設のアスベスト使用状況調査方法を検討する。

(7) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく必要な補償等についての要望

労災保険等の救済措置のない一般住民の健康被害に対処するため、引き続き、国に対して、中皮腫等とアスベストとの因果関係を早期に究明し、補助等の対象となるよう必要な措置を講じることを要望する。

【参考】アスベストに関する規制等の経過

1 事業所従業員の安全管理（労働安全衛生法等）

(1) 法等による規制

ア) 昭和46年4月、特定化学物質等障害予防規則が制定され、石綿を管理すべき物質として規定

イ) 昭和47年6月、労働安全衛生法、同施行令、同規則が制定され、石綿の製造及び使用等を規制

ウ) 平成16年10月 すべてのアスベストの製造、使用等を禁止（含有量1%未満のものを除く）

(2) 退職者の健康管理

退職者の健康管理のため、一定の要件を満たす退職者に健康管理手帳を交付するとともに、健康診断を実施

(3) 労災の認定

平成15年9月、石綿による労働者の健康被害に対する補償となる労災認定の迅速、適正化のため、認定基準を改正

2 アスベスト製品製造施設に対する環境規制

(1) 法及び条例による規制

平成元年12月、アスベスト製品製造施設を規制する大気汚染防止法の改正が行われ、施設の届出、規制基準の遵守等が義務づけられた。同時に公害防止条例施行規則を改正し、届出対象施設を拡大するなどより厳しい規制を行った。

(2) 基準の遵守状況

平成元年以降、立入検査を行った工場における敷地境界上での測定結果（0.04～2.2本/リットル）は、基準値（10本/リットル）を大幅に下回っている。

3 吹付け石綿含有建築物に対する対策

(1) 阪神・淡路飛大震災時における対応

「民間倒壊建物の解体撤去工事に関する指針」を定めるなどにより、解体工事着手前にアスベスト除去を行うよう市町を指導し、その後解体が本格化した。適正処理が着実に進んだ。

- ・ 平成7年1月31日 倒壊家屋の解体撤去を実施する市町に対し、「散水やシートでのカバー、アスベストの事前除去、除去したアスベストの適正処理等」を通知
- ・ 平成7年4月14日 (社)建築業協会の支援を受け「民間倒壊建物の解体撤去工事に関する指針」を策定し、公表。市町向けに説明。

ア) アスベスト除去を行った建物等

平成7年2月に国が関係自治体及び関係団体に飛散防止対策の徹底を通知し、7月には県、神戸市、兵庫労働局等が連絡会議を開催し、解体関係事業者に対するアスベスト飛散防止対策の指導の徹底を行った。

なお、震災時に、市町が国庫補助を受けアスベスト除去を行った建物は、神戸市48棟、西宮市16棟、芦屋市13棟、宝塚市3棟、計80棟である。

イ) 環境調査の実施

調査結果

一般大気環境のアスベスト濃度については、環境庁（現環境省）が県、神戸市等と協力して行った9回の調査において、低減傾向となり、最大値でも6本/リットルであり、問題となる数値ではなかった。

また、解体現場については、延べ61か所で調査し、一時（5月末から6月初）1か所において工場の敷地境界基準値である10本を超えたものの、その後は10本以下となった。

調査内容

- ・ 調査時期 平成7年2月6日～10月27日
- ・ 調査回数 一般大気環境：9回 解体現場：7回
- ・ 調査地点 一般大気環境：17地点 解体現場：61か所
（別紙2参照）

(2) 法及び条例による規制

平成7年に環境の保全と創造に関する条例を制定（平成8年施行）し、全国に先駆けて、吹付け石綿等を含む解体工事を施工する者に対し、届出、作業基準の遵守等を義務づけた。

その後、大気汚染防止法の改正（平成9年施行）が行われ、同趣旨の規制が盛り込まれたが、同条例は法よりも幅広い規制を行っている。

ア) 法律による規制対象

- ・ 吹付け石綿使用建築物のみが対象
- ・ 建築物の延べ床面積500m²以上かつ吹付け石綿の使用面積50m²以上が規制対象

イ) 条例による規制対象

- ・ 吹付け石綿以外に、石綿保温材等が使用されている建築物も対象
- ・ 建築面積等に関係なく全て規制対象

(3) 吹付け石綿含有建築物解体届出件数及び現場への立入検査

吹付け石綿含有建築物解体届出件数は、平成14年度35件、15年度60件、16年度64件である。

なお、県の現場への立入検査率は平成14年度から16年度において約7割で全国平均の約2割を大きく上回っている。

（別紙2参照）

4 一般大気環境濃度の測定

一般環境におけるアスベスト濃度を県内8地点における平成16年度の測定結果は、いずれの地域も0.2本/リットル以下と低濃度であった。

また、経年的には平成元年度以降大幅に下がり、その後も低下傾向がみられ、近年は低濃度で推移している。

（別紙3参照）